

## 令和6年4月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和6年4月5日（金）
- 2 場 所 市役所南別館3階 教育委員会室
- 3 開始時間 午後2時00分
- 4 終了時間 午後3時50分
- 5 出席者  
教育委員  
児玉教育長、赤松委員、中原委員、岡村委員、宮田委員  
説明者  
黒木教育部長、清水教育総務課長、宮崎学校教育課長、徳永生涯学習課長、戸高文化財課長、  
遠山美術館副館長、西田美術館主任主事、小岩屋都城島津邸館長、松田都城島津邸主任主事、  
岩崎高城地域生活課長  
事務局  
椎屋教育総務課副課長、田口教育総務課副主幹、関根教育総務課主任主事
- 6 会議録署名委員  
赤松委員、岡村委員

## 7 開 会

◎児玉教育長

それでは、ただいまから令和6年4月定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。本日の委員会の終了時間は、午後3時30分を予定しております。

ここで私からお知らせでございますが、去る4月1日に中原教育委員は市長から辞令をいただきまして、4年間お務めいただけることとなりました。ありがとうございます。

○中原委員

よろしく願います。みんなで坂の上に登っていきましょう。

◎児玉教育長

すみません私ごとで、同じく、当日に私も辞令をいただきまして、これから3年間頑張らせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

では続きまして、市民憲章朗読。

## 8 市民憲章朗読

## 9 前会議録の承認

◎児玉教育長

前会議録の承認でございますが、皆様のお手元に令和6年2月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 10 会議録署名委員の指名

◎児玉教育長

本日の会議録署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、岡村委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 11 教育長報告

◎児玉教育長

続きまして、教育長報告でございますが、ここで議事の一部を非公開とする発議をさせていただきます。

報告の中の虐待案件につきましては、児童生徒及びそのご家庭の個人情報保護の観点から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることをご提案申し上げます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしということでございますので、先ほどの部分につきましては、非公開とすることに決めます。

では、教育長報告をさせていただきます。

教育長レジュメをお開きください。

3月の報道からの頑張りにつきまして、学校・地域の頑張りにつきまして、このように持ってまいりました。

まずは、明和小学校5年の中山凜さん、このお子さんは、子ども宮日編集局取材として、ガールスカウトを取材したということで、新聞に載っております。

また、沖水中学校3年、もう現在は卒業しておりますが、久保寺玲さん、「特許取得へ」ということで、祖父のために開発しました歩行補助器具なのですが、誤植がございます。「一歩策」と書いていますが、「一歩先の杖」でございます。特許取得申請を今行っているところでございます。

また、山之口の麓小学校では、毎年行われております人形浄瑠璃が開催されまして、迫真の戦いが催されたということでございました。

また、祝吉中学校、立山夏凜さん、玲音さんの姉妹でございますが、姉妹同時に防災士の資格を取得されたということでございます。

また、五十市中学校の生徒さんたちが一緒になって、瀬之口橋側道橋の完成を祝ったということで、その模様が新聞等で報道されております。

このようにして、それぞれ子どもたちが頑張ってくれているところでございます。

また、2つ目の項目に入りますが、小学校1年生の男児が、給食を喉に詰まらせて死亡ということがありました。不幸な事故でございますけれども、原因としては、うずらの卵ではないかと言われております。これにつきまして、別紙1というのが、今回、配布漏れになっておりましたので、本日お配りしているところでございます。これを即日配布いたしまして、そして、学校に注意喚起を促したところでございます。

学校給食課といたしましては、こういうような食材が含まれている時には、当該食材を使用する場合で献立表の中に一口メモというのが付いているのです。この一口メモの中で、「よく噛んで食べる」とか、「小骨に注意する」などの注意喚起を行っております。この一口メモを聞きながら子どもたちは給食が始まるということになっていきますので、そういう注意喚起はしていたところなのですが、命がなくなるということにつきましては、本当にそのご家族、そして、本人も無念だったと思います。心よりお悔やみ申し上げます。

また、文部科学省の食に関する指導の手引というのがございまして、これにつきましては、別紙1の後半部分に掲げてありますように、過去にはパンの早食いや白玉団子やプラムを咀嚼せず、誤って飲み込んだことによる児童生徒の窒息事故が発生していると書かれてあります。特に、「水分が少ないものや思いが

けず飲み込んでしまう可能性のある丸い形状のものは、咽頭部に詰まる危険が高いため、十分な注意が必要です」というような注意喚起がされていますので、早速、このペーパーを各学校へ注意喚起したところでございます。事故が起こらないようにするのが一番なのですが、一嚙みしておく、うずらの卵はまず通過する、喉に詰まることはないと言われていたのですけれども、一旦そのまま丸のまま、気管のほうに入ってしまうと、なかなか取れないのだそうです。子どもの力では、というようなことでもございました。

3点目でございます。

世田谷区学習用デジタル端末が議会の批判に遭って、教育委員会が方針転換を迫られたというのがありました。これは、児童生徒の検索の履歴閲覧が可能になるようなものを導入しようとした時の話でございます。これにつきまして、文部科学省では、記者会見があった時、これは定例の記者会見なのですけれども、その時に、同様の質問がされましたので、その様子をここに記載しております。読ませていただきます。

「児童生徒の学習用デジタル端末の検索履歴を学校側が閲覧できる機能を活用することにつきまして、世田谷区議会から、検閲のようだと言われ、指摘を受け、世田谷区教育委員会は検討を撤回したと報道されております。学習端末の検索履歴を教育委員会や学校が活用することについて、文部科学省はどのようなお考えをお持ちでしょうか」という、記者からの質問でもございました。答弁された大臣は、「世田谷区教育委員会の決定については承知をしている」ということ。そして、次のページでもございますが、「他方では、他の自治体の中には、保護者の十分な理解を得た上で、例えば、自殺やリストカットなどの要注意ワードが入力された場合、管理職等にアラームが出る仕組みを構築し、指導上の課題の早期発見、早期対応につなげている自治体もあります。」要するに、文部科学省は、様々なデータを活用してきめ細かな指導や支援に活かすこと自体は重要であると考えています。各教育委員会において主体的な判断ができるように取り組むというお答えでもございました。

このキーワードは、「保護者の十分な理解を得た上」、もしくは「本人たちに十分な理解を得た上」で活用していくということが大切なのではないかと思った次第です。そういうようなことを言っておりましたら、これが2月26日ぐらいの話でもございましたけれども、その後、文部科学省が調査をしています。調査の中で、1人1台配備の学習用端末、子どもの個人情報扱いに不備というのがありまして、これはどういう不備かという、どういう利用目的でこれを子どもたちに与えているかを定めていない、そういうような自治体が17自治体あったということでもございました。本市の場合は、このことについては、宮崎県がまず指定しております。こんな使い方をしますということ。それから、本市の場合も、もちろん学習用で使わせませんというようなことを言っているのですけれども、十分な理解を得た上でというようなところまでは至っていないような気がします。このことについては周知をして、そして、子どもたちや保護者に、あなた方の学習の様子、今やっていることは1か月分ログが全て残ります。何をやったか、どこを見たか全て残っているのですけれども、見ようと思わなければ見れません。ですので、何か、例えば、相談をしに行った時に、特定がなかなか難しいですね。そういうような時に、この子ではないかという時に、その子のログを全部見て、そして、判断できるということも実際にはやっています。つまりは、1か月分のログが全て残りますということの承諾と、それを必要があれば教育委員会、学校がきちんと把握できるようにしますということをしつかりと伝えていかなければならないと思っております。このことについては、学校教育課にも今、投げておりますので、また、何らかの回答が来ると思っております。

もう1つでございます。4番目の項目ですが、文部科学省の調査がありました。不登校要因調査の結果が出てきたわけでもございます。これは、前々から子どもたちの言い分と学校から出てくる不登校に対する原因が余りにも差があるのではないかということも言われて、文部科学省がついに、抽出ですけれども、調査をすることになったということです。本県からは延岡市が当たって、そして、延岡市のデータは送ら

れたという話でございます。

この中で、新聞記事がちょっと細かいのですけれども、いじめ被害によって不登校になったというふうには学校側が全国的に把握していたのは4.2%だったものに対し、子ども側は26.2%いじめが原因であったと言っております。また、教職員への反抗・反発が、学校側が把握しているのは3.5%だったのに関わらず、35.9%が子どもたちはそれが原因だというふうに言っているわけでございます。このことについては、文部科学省も看過できないということで、文部科学省は今回の結果を見て、問題行動・不登校調査の手法を見直す方針であるということが発表されました。その下の方にあるのですが、体調不良というのがあります。体調不良で学校側が把握しているのは18.5%、子どもたちが68.9%、これは複数回答なので幾つも当てはまっている子どもたちもいるわけなのですが、実は今現在やっている手法では、体調不良のお子さんは不登校生には入れない。これはどういうことになるかということ、病欠に当たっています。その後、不登校の子どもたちに色々聞くと、こういうような内容になってくるということなのですが、例えば、起立性調節障害というのがあります。そのような病名がついた時には、これは病休としての扱いに今のところしておりますけれども、朝起きられない、活動できないということなので、大きな不登校の要因でもある。そこ辺も踏まえた上で、国は変えてくるのではないかと考えております。

では続きまして、3月の議会からでございます。3月議会が終わりまして、その内容の中で触れておきたい部分について抽出して持ってまいりました。

まずは、手話についての取組をかなり深く聞かれました。「手話について、取り組んでいるカリキュラム等があるのか」ということなのですが、手話だけという形ではないのですけれども、福祉とか、障がいのある方への対応とかいうような大きな枠でのカリキュラムは、各学校作っております。その中で、手話をやっている学校もあり、例えば、さくら聴覚支援学校の児童と交流をしている小学校、これは西小学校だったと思います。それから、クラブ活動として手話クラブを立ち上げている学校もありますし、地域の聴覚障がい者と軽スポーツを楽しみながら必要な手話を学んでいるというようなこともありました。そういったことで、コミュニケーションツールとしての様々なものが必要になってくる。当然ながら障がいのある方々にはそういうような関わり方をしなければならないのですが、福祉全般についてやっていきたいと考えております。

続きまして、「子どもの権利と学校教育について」という大きな枠の質問の中で、体育の授業時の更衣について聞かれました。これにつきましては、「ちゃんと男女分けているのか」とか、「男女だけではない様々な配慮をしているのか」ということでもございましたけれども、それについては配慮しながら、各学校やってくれておりましたが、体育館の更衣室も使うべきだというご意見もございまして、体育館の更衣室が物置になっている学校が何校かあるという情報がありまして、そういうところでは変えていかなければならないと思っております。

また、「子どもの権利と校則について」という場面では、服装について、制服についてでございます。その他ですけれども、下着の色とよく言われているのですが、制服のすぐ下に着るTシャツとかそういうものを指しているわけなのですけれども、「色を指定しているのではないか」ということがありました。色を全く指定しないようになった学校も5校あるのですが、色の選択肢がある学校がまだ残っております。また、白色に指定してあるというような学校もまだありまして、そういうところでは改訂をしていかなければならないと思っております。また、髪型についても様々な制約があるところもあれば、男女とも清潔感のある髪型としている中学校もあります。また、従前は男子の髪型はこれ、女子の髪型はこれという言い方があったのですが、性差のない表現をしている中学校も出てきているということでございます。各学校での校則の見直しについて、トータルして聞かれました。その時に答えたことは、「各学校では教職員、児童生徒、保護者が話し合って考える場を設けて、校則の見直しを行っている」ということ、これは随時

行っているわけなのですけれども、市教育委員会といたしましても、これまでも必要かつ合理的な範囲内という視点をもって理解される校則になるように指導してきております。何度も指導してきていますのですけれども。また、見直しに当たっては何らかの形で児童生徒や保護者が参加すること、学校運営協議会の意見を聴取して見直しをしますということをしていきたいと思ったところです。

この答弁中、協議中という言葉が私沢山使ったのですけれども、子どもたちが参加して校則を変えようということとか、子どもの自主性や主体性、もしくは民主主義な世の中への1つの大きなステップになるのではないかと考えておりました。ですので、校則を自ら変えていくことがすごく大切なことではないかと考えております。今後とも社会通念や社会環境の変化、児童生徒の総意に基づいて、絶えず校則を見直すように指導していきたいと考えております。

続いてでございます。「都城市は教育改革でもトップランナーでやってほしい」という、議員の願いがある質問でございました。まず、学力向上についてでございます。

「本市が持っています教育振興基本計画の中に、『子どもの学力を伸ばします』とありますが、ここで述べられている学力とは何か」ということでございます。そこで、言われている学力は、「知識・技能」に加えて、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」の3つの資質能力を学力と指しております。

この議員が言われるのは、「しゃべり過ぎということが(②の項目に書いてありますように)、令和4年9月の教育委員会会議録に集録されていた。先生が授業中にしゃべり過ぎるのはなぜなのか」というような質問から、最終的には「しゃべり過ぎない、子どもたちに活動させたほうがいいのではないか」というようなことでもございました。お答えとしましては、「子どもたちが主役の授業を今やっております」ということをお話ししたところです。

本日お配りしている3月の学校ホームページの1ページをご覧ください。南小学校の記事でございますが、「子どもたちが主役の授業へ」ということで、子どもたちが熱心に話し合いながら勉強を進めているところでございます。この子たちは2年生でございます。「担任による一斉指導のあと、子どもたちが端末を使って個人思考、端末による情報の共有、考えを書く活動、考えを発表する活動等、子どもたちが中心になって教育活動を展開していた」という記事が載っております。

続いて3ページを開いていただけないでしょうか。下段になりますが、志和池小学校の「子どもたちが主役の授業に向けて、一步」という記事が出ておりました。これは1年生です。「国語の物語文の学習の様子で、聞いている子どもたちがいい表情をしています」というコメントが入りますが、「発表している子は左側にいます。ただ形式的に体を向けているだけではありません。みんな発表者のほうを向いていますね。感想を言ったり、質問をしたりしています。先生は聞き役に徹しながら、『もうちょっと詳しく教えて』など、子どもたちがより詳しく説明できるように導きます。聞き取れなかった子どもたちの中には、素直に『何が』と質問する子どももいました。一人ひとりの発表が自然と話し合いになっていました。楽しい雰囲気だったのしょう。」というような内容です。

もう1つ紹介いたします。4ページをご覧ください。上段です。丸野小学校「学力向上」というのがあります。丸野小学校は学力向上に向けて取り組んできた学校でございますが、ここも「子どもたちが主役の授業をすすめてきました」ということでもございます。ちょうど丸野小学校の記事の中段あたりに「さて」というのがありますが、1枚目の写真、上の写真でございますが、「先生を探してみてください」ということが出ております。私は探せるのですけれども、やはり分かりません。「教師はというと、解決の道筋をアドバイスする支援者として指導しています。もちろん集団で解決したり、まとめたり、指示したりする場面もあります。このような授業を日々繰り返し、基礎基本の定着を目指しています」というような話でもございました。まさしく、いい風景の写真が出てきているなどと考えております。このようなことをやって

いるということを周知させながら、前に進んでいきたいと思っております。

3月議会の最後でございますけれども、「不登校支援について」ということでございます。南九州青空ラボの話が出てまいりました。これにつきましては、後程、またお話をしたいと思います。

それでは、ここまで何かご質問等あれば、よろしかったでしょうか。

先に進む前に1つだけお知らせしておかないといけないことがございまして、それは、講師不足でございます。先月の3月18日時点なのですけれども、これは資料がございません、すみません。各小・中学校から報告をもらった講師不足の数が、小学校31人、中学校8人でした。こんな数字は近年なかった数字でございまして、講師解禁があつてから約1週間経って、2日目、3日目ぐらいで講師が全然捕まらなくなりました。全て「決まっています」ということで、要するに、先生を今年度やりたいという絶対数が少ないのです。各企業が大幅に初任給を引き上げたりとか、また、福利厚生とか、そういうものをグッと良くしたりしながらやっていますので、随分そちらに流れているようなことを聞いております。とある学校では、先生になった、教育学部的な先生の免許を取れる学科で免許を取ったにも関わらず先生になったのは1割しかなかったと聞いております。宮崎県内のとある学校です。そういう状況なので、当然、講師が足りなくなってしまうました。

そういう中で、県から、例えば35人学級のところを40人学級まで膨らませて、例えば、3学級を2学級にしていいますよ。その分、学担が少なく済むようにしていいますよとか、講師が確保できるまでの間、教務主任や教頭などが学担に入ってもいいですよとか、専科の枠組でいた先生方を学担にしていいますよというようなことを許しますという文書が出ました。これは宮崎だけの話なので、お隣の鹿児島のお話を聞いても鹿児島も厳しいというふうに言っていられちゃいました。そういうような対応をしてきたところでございます。

そういう中で、4月3日時点での講師の不足数が、講師が31人という状況から、15人新たに確保しまして、あと足りないのが16人、中学校が8人から3人見つけまして5人という形になっております。その結果、先ほどの弾力的な学級編成等によって現時点で学級担任の配置は充足しました。全て学級担任がいまないと学校はなくなりました。新学期を迎える体制は整ったわけなのですけれども、教務主任が学担をするところは理科専科ができなくなりますし、音楽専科等も含めて、それから、一部担任制や小学校の外国語専科を担当する先生が学担に回りましたので、その専科もその学校では消滅している状態です。また、職員の出張や代替授業、これに関わる自習監督などは、教頭先生やそういう専科の先生が行っていたのですけれども、いない状況なので、非常に厳しくなっております。

ということをひとつお知らせして、これから学校訪問等がございますので、この学級多いな、40人ぐらいないかなと思われた時には、そのような措置をしているということでございます。

続きまして、生徒指導状況の内容につきまして、お話をします。

非行等問題行動につきましては、2月時点の報告でございまして、その時、小学校6年生のお子さんが生徒間暴力とか、教師間暴力によって項目に挙がってきております。いつものお子さんで、連続何か月か出てきておりますけれども、家庭も一緒になってやっていかなければならないと思っております。無事、卒業し、そして、中学校へ行くことになっています。卒業式の様子を見ていた教育委員会の者に様子を聞きました。「最後までしっかり頑張っていました」ということでございました。ありがたいことだと思います。

その他には、4年生の男子がおりまして、これは窃盗でございます。少年団の帰り道に、祠に備えてあった500円玉を取ってお菓子を買い、兄弟に配ったということでございます。これも保護者に知らせて、指導をしたということでございます。

また、小学校6年生の男子でございまして、3人の男の子なのですけれども、規範意識に乏しくて非常に問題のあったお子さんたちで、授業妨害もやっていたのですが、年度末には、落ち着いてきました。

そういう中でございますけれども、どうしても自分をコントロールできないお子さんが1人いらっしゃいまして、声をかけたうちのSSWですけれども、その方に蹴りを入れてしまったという、そういう事案もありました。

また、中学校3年生、今もう卒業してしまいましたが、父と喧嘩したことで家を飛び出して、自ら警察に「行くところがない」と連絡して保護されております。

また、中学校1年生は、対教員暴力でございますけれども、支援を受けているこの子も非常にコントロールができなくて、放課後等デイサービスに通っている中学生でございます。しっかりと授業を受けられるようにという配慮で、朝、そこの職員がその子に付いて学校に来てくれるのだそうです。ところが、何かむしゃくしゃしていたということで、横にいた方の指導に納得いかず、殴りかかったり、教室の机の物を投げたりしたというようなことがありました。クールダウン後、しっかり反省はしているようだったということでございます。

続いて不登校、不登校傾向についてでございます。

2月時点でございますけれども増えてまいりました。小学校がトータル117名、昨年から比べると24名増えている状況です。中学校がトータル245名、昨年度から比べると22名増えて、同じ月について増えている状況でございます。なかなか厳しい状況でございますけれども、適応指導教室に通級している児童生徒は、小学生4名に増えました。そして、中学生24名になっています。市立図書館を利用している児童生徒、中学生が2名おります。そして、南九州大学を試行期間として利用している子が中学生4名でございます。今、南九大の青空ラボを見学している子どもの数なのですが、8世帯9名が見学しているそうです。入って来るかどうかはまだちょっと分からないところなのですが、学校教育課の意向としては、学期の変わり目というのは、学校に入ることが可能になるそういうタイミングでもあるので、少しそこは見ておきたいと。学期が変わって、クラスも変わっていったのでというようなことで、学校に行ける、そして、学級に入れるようになる子も中にはいるのではないかと考えております。そのようなことも含めて、推移を見守っていきたいと思っています。

それから、交通事故の報告でございます。小学校2件ございました。1件目は、小学校5年生の男の子でございますけれども、自転車に乗っていて帰宅しようとしていたところ、駐車場に進入してきた、お店の大きな駐車場があるのですけれども、そこに進入して来ようとした軽自動車と接触しております。転倒した際に、フロント部分に左足と自転車とで挟まれてしまっていますけれども、この軽自動車の運転手ですが、飲酒運転でございました。注意確認不足と飲酒運転という形で検挙されております。

もう1つが、小学校5年生の女の子でございます。これも自転車で走行していたところ、今度は店から出てくる車に接触、転倒しております。2件とも実はヘルメットを着用していないという事案でございます。学校にも改善できるようにという促し方をしているところでございます。

続いて、いじめに関する報告でございます。

いじめにつきましては、小学校が72件、そして、中学校が15件の報告が2月にあったわけでございますけれども、トータル解消率が小学校75%、中学校61%となっております。そういう中で、しっかりと最後は解消率を高めていきたいと思っているところでございます。

報告のあったのが2件、小学校はございますけれども、1件目は、小学校3年生ですが、避けられたり、無視をされたり、仲間外しをされたりするなど、本児童からの訴えがあったところでございます。この子は、1年生の弟と2学期に転入してきたお子さんでございまして、しっかりと全職員で共通理解を図って、見守りを行っていただいていたと聞いております。

もう1件が小学校4年生でございます。あだ名で呼ばれるなど、不快な思いをしているとの訴えが本人からあって調査をし、そして、判明したものでございます。この子につきましても、家庭と連携を図りな

がら、昼休みや学習準備時間も含めて見守りを行っていくということでございました。

不審者声かけ事案については、ありませんでした。

ヤングケアラーでないかと思われる児童生徒ですが、これも新規ではありませんでした。

学級がうまく機能していない状況にあると答えたところなのですけれども、1つは前々から特別支援学級で上がってきている学級なのですが、随分と他の職員との分担で見守り授業を行っているそうです。

もう1つ新たに出てきたのは、先ほど冒頭申し上げた授業がうまくいかない、授業妨害をしているお子さんたちが3人いると言いましたけれども、その学級でございます。

以上で、今、公表できる部門でのお話は終わりますけれども、何かご質問はありませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、非公開の部分に入りたいと思いますので、録音を止めてください。

[オフレコ]

それでは、教育長報告を終了させていただきます。

## 12 議 事

### ◎児玉教育長

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の付議事件は、報告13件、議案1件でございます。

### 【報告第11号】

#### ◎児玉教育長

まずは、報告第11号を高城地域生活課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

#### ●岩崎高城地域生活課長

4月の定期人事異動で高城地域生活課長を拝命しました岩崎です。よろしくお願いいたします。

では、座って説明をさせていただきます。

それでは、資料の51ページをご覧ください。

報告第11号 臨時代理した事務の報告及び承認について（幼稚園園長・副園長の任命及び発令について）ご説明申し上げます。

都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、公立幼稚園2園の園長及び副園長の任命・発令について臨時代理しましたので、同条の規定に基づき報告し、その承認を求めるものです。

高城幼稚園の園長に、高城小学校校長の奈須利博様、副園長に高城小学校教頭の坊菌泰信様、石山幼稚園の園長に石山小学校校長の碓山浩一郎様、副園長に石山小学校教頭の中野一幸様をそれぞれ任命するものです。委嘱期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

市内には、高城地区のみに公立幼稚園があり、5歳児を対象とした教育・保育を行っております。高城幼稚園は、高城小学校と同敷地内に、石山幼稚園は、石山小学校に併設されております。校長が園長を、教頭が副園長を兼ねるものです。

令和6年度の入園児は、高城幼稚園が20人、石山幼稚園が5人の合計25人です。

以上で、報告第11号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

それでは、報告第11号につきまして、ご質問やご意見ありましたらお願いいたします。よろしかったでしょうか。

○赤松委員

詳しいご説明でよく分かりました。

●岩崎高城地域生活課長

恐縮です。

◎児玉教育長

それでは、報告第11号を承認したいと思います。ありがとうございました。

●岩崎高城地域生活課長

ありがとうございました。

#### 【報告第9号、報告第12号、議案第1号】

◎児玉教育長

それでは、報告第9号及び報告第12号並びに議案第1号を文化財課長からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

●戸高文化財課長

よろしく申し上げます。文化財課の戸高でございます。

本日は、報告2件及び議案1件がございます。

まず、報告第9号 都城歴史資料館企画展「南の縄文文化～縄文人の心を探る～」開催要項の制定についてでございます。45ページの開催要項をご覧ください。

縄文時代における南九州は、最古級の定住集落跡や壺形土器の発見など、日本列島でも早い段階から縄文文化が開花していたことが分かっています。今回、南九州の縄文時代の遺跡の代表とも言える鹿児島県の国指定史跡上野原遺跡の出土資料を中心に、南九州、都城の縄文時代の人々の暮らしについて紹介するものです。本企画展開催によって、改めて郷土の成り立ちに触れる機会を創出し、郷土愛の醸成を図るものでございます。開催は、令和6年5月18日、土曜日から7月7日、日曜日まで、会場は、都城歴史資料館1階の資料展示室1になります。なお、今回は、公益財団法人 鹿児島県文化振興財団 上野原縄文の森及び本市教育委員会との共同開催となります。

46ページをご覧ください。

今回は関連事業といたしまして、6月22日、土曜日、10時から、上野原縄文の森園長による講演と展示解説を午後1時半から、縄文人も使用していた夜光貝を使ったオリジナルチャーム作りを、いずれも都城歴史資料館1階で開催いたします。下段には展示を予定している代表的な武器や装飾品などの写真を掲載しております。

次に、53ページの報告第12号 令和5年度埋蔵文化財発掘調査の成果についてでございます。

令和5年度は4つの遺跡について発掘調査を行いました。

まず、55ページの八幡遺跡につきましては、中心市街地居住促進事業に伴い、令和4年10月25日から令和5年6月22日まで調査しました。八幡遺跡は、近世都城の統治機関である都城領主館、現在の市役所、明道小学校の北側に隣接し、古絵図などからは武家屋敷群が広がっていた区域と推定されております。近世と考えられる道路状遺構のほか、溝状遺構や竪穴状遺構などを検出し、多量の江戸時代の陶磁器が出土いたしました。特に、道路状遺構は、年代と位置関係が古絵図に符合し、当時の町並みの解明につながる貴重な成果となりました。

続きまして、56ページの菅ヶ迫遺跡につきましては、工業団地整備事業に伴い、令和4年11月10日から令和5年11月17日まで調査いたしました。菅ヶ迫遺跡は、都城インターチェンジの北東側にあり、花木川の河川氾濫原面及び旧河道上に立地しております。微高地に立地する集落域では、中世の掘立柱建物跡や溝状遺構などを検出し、低地部では水田跡を確認いたしました。集落と耕作地がセットで調査される事例は珍しく、河川沿いにおける中世の人々の生活を解明する上で貴重な調査事例といえます。なお、水田域の調査は、令和6年度も継続して行います。

続きまして、57ページの相原第1遺跡及び犬王遺跡の2か所の遺跡につきましては、県営畑地帯総合整備事業に伴い、令和5年5月1日から令和6年3月29日まで調査しました。相原第1遺跡では、弥生時代の竪穴住居を検出し、飯野遺跡では、縄文時代前期に当たる曾畑式土器が多量に出土し、竪穴状遺構なども検出しました。明確な縄文時代前期に当たる集落跡は、都城盆地では初の事例であるほか、西日本においても貴重な事例であり、日本列島の縄文時代を知る上で貴重な調査事例と評価できます。なお、犬王遺跡の調査は、令和6年度も継続して行います。

最後に、議案第1号 都城島津家墓所調査指導委員会設置要綱の制定についてでございます。

67ページの告示・訓令制定改廃方針説明書をご覧ください。

令和4年度から調査を行っております都城島津家墓所の国指定史跡の指定に向け、墓所の規模、形態、性質等の価値を把握するための調査等を円滑に実施するために、文献、石造物、考古学の専門家からなる調査指導委員会を設置するよう文化庁から指導がございました。

そこで、令和6年度から調査指導調査委員会を設置するための要綱を制定し、委員会の所掌事項や組織構成、委員の任期などを定義するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第9号及び12号並びに議案第1号につきまして、ご質問やご意見ありましたらよろしくお願いたします。いかがでしょうか。ございませんか。

それでは、報告第9号及び12号並びに議案第1号を承認いたしますので、どうかよろしくお願いたします。

●戸高文化財課長

ありがとうございます。

### 【報告第13号】

◎児玉教育長

それでは、報告第13号を美術館副館長からご説明いただきます。よろしくお願いたします。

●遠山美術館副館長

美術館でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは資料の59ページをご覧ください。

報告第13号 都城市立美術館プチ企画展「資料整理作業中！」開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

61ページの別紙をご覧ください。

目的は、美術館では普段見ることのできない学芸員の作業内容等を市民に公開することで、美術館により親しんでいただくとともに、収蔵している貴重な資料群等を公開することで、作家の足跡に触れる機会を提供するものでございます。開催日時は、令和6年3月27日、水曜日から4月21日、日曜日までを予定しておりまして、時間は午前9時から17時まで、入館は16時半までとなっております。これは、市民ギャラリーの約4週間の空きを利用した開催となっております。予約が入りましたら貸し出し状況に応じまして、随時、変更の可能性があるものでございます。

関連行事の学芸員による整理時作業及び説明につきましては、既にSNSで情報発信をしております。今回の整理作業をする資料につきましては、近年収集いたしました洋画家の山田新一に関するものでございまして、数は数えている途中ではありますが、数千点に及びます。収集しております資料の整理、研究といったことは、学芸員にとって欠かすことのできない大変大事な作業となっております。今後、数年をかけ取り組まなければならないものであるため、今回の展示期間中は、ほんの一部の資料の整理となります。

今回、当館初の試みとして、普段知られない学芸員の資料整理作業風景をリアルタイムで公開すると同時に、ほとんど展示される機会がない資料を見ることが出来る貴重な展示となっております。

以上で、報告第13号についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第13号につきまして、ご意見やご質問がありましたらお願ひいたします。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

とても素晴らしい取組だと思っております。学芸員になりたいという子どもたち、中学生、高校生等がいるのではないかと思います。学芸員になりたいと思っている子どもたちが、実際どういう仕事をしているのか、直接見ることができるというのは素晴らしい機会だと思います。ぜひ、中学校、高校等に広報していただければ、ありがたいと思います。以上です。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

○赤松委員

岡村委員がおっしゃったように、私も非常に素晴らしい機会だと思います。私もこういうことに興味があるほうで、ぜひ、参加してみたいと思うくらいのもなのですが、これはどれだけの人が参加できるのかなと思ひお伺ひします。例えば、3月27日から21日について何名ぐらいということが要項には書い

ていなかったものですから、どのようにお考えになっているのかお尋ねいたします。

●西田美術館主任主事

お答えします。学芸員の西田です。

こちらにつきましては、主にまだ誰も見たことがない資料、学芸員ですら見たことがない資料になっておりまして、というのも、入った当初に大まかには何がというふうには、幾つあるかというチェックはしているのですけれども、実際に手紙が何通あるかみたいなものは、まだ確認している途中でございます。ですので、中にはものすごく汚れているものだったりとか、すごくほこりが溜まってしまっているものもあったりして、一般の方に触っていただくことについては健康的な面から、ちょっと危ないかなと懸念しております、私ども作業前、作業後と手洗い、マスク、今も眼鏡を付けているのですけれども、色々なものでガードしながらやっておりますので、実際の資料については学芸員がある程度整理整頓をした後で、実際展示の中でお見せするものになっています。またそれとは別に、手紙の内容とかにつきましては、読める人がいらっしゃったらもちろん協力していただきたいと考えております。

○赤松委員

これは、「美術館の裏側みせちゃいます」ということで、公募されるのですよね。

●西田美術館主任主事

今、それも含めて、まず風呂敷を広げてみる段階で、一番最初の段階をしております、何を願うことができるかというのを含めて、考えながら、本日お越しになったお客様の中だと、親子で小学生の男の子が興味があったから来たというような子がいたのですけれども、結構、お手伝いをしていただけるのに何ができるのかと常々思っております、例えば、サイズを測るとか、カメラのシャッターを押すとかというのであれば、願うことができるかなと思うのですけれども、まだ、内容、例えば、写真とか、見ただけでちょっとこれはあまり公開するには向かないなみたいなものもあったりしますので、その辺もある程度制限をしないとイケないかなと思っております。色々なことを考えながら、お手伝いしていただくところを吟味していく過程かなと思っております。

○赤松委員

会期が3月27日からなので、このチラシはもう外に出ているのですよね。

●西田美術館主任主事

はい、そうです。

○赤松委員

それであれば、定員を何人にするという予定もなく、例えば、興味のある方が50名集まったとか、極端に言うともそういうこともあり得ないことはないわけですよね。その辺の何人とかいうのを限定せずにオープンにするのはいかがなものかなと思っております、お尋ねしたところです。

●西田美術館主任主事

基本的には、今の段階で、一般の方にお手伝いしていただくというのを考えていませんので、基本的には学芸員の作業を見守っていただいて、何をしているのかとか、この資料は何ですかというような会話を生

む、そういうような展示になっております。

○宮田委員

一度行ってみますね。

●西田美術館主任主事

ありがとうございます。

○赤松委員

「みせちゃいます」と言って、募集して、それに応える参加者が多かった場合、お困りにならないかなと思うのですけれども。したがって、これだけの予定で考えていますというプランをお持ちになっていたほうが、一般の方についても説明もしやすいのではないかと思って、お尋ねしたところでした。参加者のこととか、この要項には全く書いていませんので。まずは、検討されてみてください。

◎児玉教育長

ありがとうございます。あとはよろしく願いいたします。

例えば、「1日受入れられる人数はこれだけ」とか言わないと大変になるかもしれないし、また、どういう仕組みにしていこうかというのは、これからとお見受けしましたので、仕組み作りもしっかりと行っていただきたいと思います。

他にございませんか。

○赤松委員

「みせちゃいます」と書いてありますけれども、「見に行きます」と手挙げしてみます。

●西田美術館主任主事

今日いらっしゃった親子は、実際に「Instagramを見て来ました」と言っていたので。

◎児玉教育長

興味のある方は、いらっしゃいますものね。

○赤松委員

裏側なんて見たことないですもの。表よりも裏のほうに興味があるかもしれませんね。

○宮田委員

見たいです。

○中原委員

「お手伝い」は、企画から外していいのではないですかね。「みせちゃいます」と書いてあるので。

◎児玉教育長

今後、スキームをしっかりと立てていただきながら、その点も含めてご検討ください。

やりながら形を作っていくという手もあるのかもしれませんが、なかなかそれでは難しいところがあるので、そこ辺をしっかりと作っていきましょか。よろしくお願ひします。

●遠山美術館副館長

ありがとうございます。

◎児玉教育長

他にございませんか。

それでは、報告第10号を承認いたしますので、どうかよろしくお願ひいたします。

●遠山美術館副館長

ありがとうございました。

**【報告第10号】**

◎児玉教育長

それでは、報告第10号を都城島津邸館長からご説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

●小岩屋都城島津邸館長

都城島津邸の小岩屋です。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、報告第10号 展示室設備修繕後の換気に伴う都城島津伝承館の臨時休館延長について、ご説明いたします。

資料は47ページから50ページとなります。

まず、49ページをご覧ください。

本件は、令和5年度8月の定例教育委員会報告第47号で報告いたしました、展示室設備修繕に伴う都城島津伝承館の臨時休館についてに係るもので、昨年度実施した都城島津伝承館展示室内における展示設備の修繕に伴って、伝承館のみの休館を延長するものでございます。

まず、これまでの経緯についてですが、令和5年12月1日から12月10日に、伝承館展示室内の全展示ケースの修繕を実施いたしました。本修繕については、作業内容や工事終了後の枯らし期間を含めた工程、修繕対象展示ケースの図面等を事前に文化庁へ提出し、施工の許可を受けた上で実施しております。展示ケースの換気のため、工事期間を含め令和5年12月1日、金曜日から令和6年3月15日、金曜日まで伝承館を臨時休館することにいたしました。工事終了後は、展示ケース扉を開放して、空気環境の改善対策を行っております。令和6年1月31日にケース内のガス濃度測定を実施しましたが、結果は不良でした。これを受けて、さらに換気に努めた上で、令和6年3月5日に2回目の測定を実施いたしました。しかし、前回の測定より改善したものの、いまだ東京文化財研究所が推奨するガス濃度範囲に収まっていない状況です。そのため、文化財の適切な保存について考慮し、伝承館の臨時休館期間を当面令和6年5月2日、火曜日まで延長することにしたところでございます。

ガスの濃度測定項目やそれが与える文化財への影響につきましては、資料の「3. 問題点」にまとめておりますので、ご参照ください。また、調査結果及び推奨数値については、50ページにまとめておりますので、併せてご参照ください。

今後の対応についてですが、引き続き展示室及び展示ケースの換気を徹底し、併せて九州国立博物館博物館科学課に指導助言を仰いでまいります。そして、今月中旬に再度、業者によるガス濃度測定を行う予

定となっております。

今回の臨時休館期間延長によって、予定しておりました春季収蔵史料展が中止となり、次回の開催は、夏季収蔵史料展からとなります。休館の延長につきましては、広報都城、ホームページ、そして、インスタグラム等で広報しております。

なお、今後ガスの濃度の状況によりましては、さらに休館期間を変更する可能性もございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

報告第10号につきまして、ご質問やご意見、ありましたらよろしくお願いいたします。

○赤松委員

この資料を事前に読ませていただいて、この問題点のところを見ると、濃度の状況によって顔料の変色や金属工芸品の劣化等の要因になる危険性が高いと書いてあります。大事な文化財を長期に保存できないことになるということです。ぜひ、危険性を1日も早く無くすような手だてを講じていただきたいと思います。

●小岩屋都城島津邸館

環境改善対策を徹底して少しでも早く改善できるよう、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○赤松委員

日にちが延期されるとかそういうものは当然構わないことですから、きちんと趣旨を説明すれば延長とかいうことについてご理解いただけない市民はいらっしゃらないと思いますので、適切にきちんと、しっかりお仕事をされることをお願いしたいと思います。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

他にございませんか。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

延期という形になっているのですが、展示されていたものの保管状態とかはいかがでしょうか。

●松田都城島津邸主任主事

今まで展示されていた史料に関しましては、当館にある収蔵庫に保管しておりまして、そちらが温湿度が24時間、一定に保たれるように常時空調設備が稼働しておりますので、保管している史料に関しては、安全な状態です。

○岡村委員

分かりました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

他にございませんか。

なかなか大変だと思いますけれども、とにかく換気ですね、分かりました。

それでは、報告第10号を承認いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

●小岩屋都城島津邸館

ありがとうございます。

◎児玉教育長

ここで一旦、休憩を挟みたいと思います。

[休憩]

**【報告第2号、報告第3号、報告第4号、報告第5号】**

◎児玉教育長

それでは、休憩前に引き続き、会議を始めます。

報告第2号から第5号までを学校教育課長からご説明いただきます。よろしく願います。

●宮崎学校教育課長

それでは、学校教育課報告事項につきまして、ご説明いたします。

報告第2号 臨時代理した事務の報告及び承認について、9ページをご覧ください。

令和6年度の事務主任について、別紙のとおり発令するものです。別紙が付いておりますが、大変申し訳ございません、別紙の上段4段目、東小学校の柿木さん、職名が主任主事となっておりますが、4月1日に事務主査となっております。大変申し訳ございませんが、修正をお願いします。

説明に戻ります。期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。事務主任の発令につきましては、都城市学校管理運営規則第44条で「学校に事務主任を置くことができる」と規定され、当該学校の事務職員の中から教育委員会が命ずるとしており、臨時職員を除く事務職員を任命しております。

なお、市内を11地区に分けて共同学校事務室が設置されており、事務主任が不在の学校や事務経験の浅い職員が配置された学校へは、各地区中心校の事務室長が指導を行うなどして、事務の停滞が起らないような体制を整えております。

続きまして、報告第3号 令和6年度都城市小中一貫学力向上指定研究学校についてでございます。

11ページをご覧ください。

令和6年度都城市小中一貫学力向上指定研究学校について決定いたしましたので、報告いたします。

指定日は、令和6年4月1日、指定期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。指定研究学校は、ご覧の7中学校区、19の小・中学校になります。別紙でお渡ししています要項の6番をご覧ください。裏面になります。

指定研究学校については、市内の中学校区を5つの研究グループに分け、3年に一度全ての学校が指定研究学校となるように計画しております。今年、令和6年度のものという形になります。

戻りまして、表面の要項の1番をご覧ください。「目的」について、簡単にご説明いたします。

本市では、「人間力あふれる児童生徒の育成」を学校教育ビジョンに掲げております。人間力とは、「社会と世界に関心を持ち、人生をよりよく生きる力」です。将来の予測が困難な時代において、教育の羅針盤となる第4期教育振興基本計画を踏まえ、本市では、令和6年度より「社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成」と「誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育」をコンセプトに掲げ、様々な視点から取り組んでまいります。

続きまして、2番、「研究主題及び研究内容の設定」について、ご説明いたします。

各中学校区は、都城学校教育ビジョン、自校区の学力の実態及び全職員で共有した目指す姿を踏まえながら、小・中学校9か年を見通した授業改善及び学力向上に関する研究主題及び研究内容を設定します。令和5年度は、児童生徒の学ぶ意欲を高め、1人1台端末を活用した児童生徒の学び合いや多様な他者との協働による探求的な学びにより学力を向上させることを目指しました。令和6年度は、現在のGIGAスクール構想の次のステージ、「セカンドGIGA」に向けて動き出し、誰一人取り残されない教育の一層の推進に取り組む必要があります。これまでの研究を活かし、子どもたち自身が多様な意見を理解、整理し、教科等の本質に迫ることができたり、納得感のある合意形成ができたりすることを目標に、子どもたちが主役の授業をさらに推進いたします。

続きまして、要項の5番をご覧ください。裏面になります。

本研究において各中学校区は、コアティーチャーを1名選任します。コアティーチャーは、中学校区内の学力向上担当者と連携して、中学校区内の授業改善及び学力向上を推進いたします。なお、コアティーチャーの選任につきましては、5月の定例教育委員会においてご報告いたします。

続きまして、報告第4号 臨時代理した事務の報告及び承認について。15ページをご覧ください。

令和5年度小規模特認校制度を利用した転入学の児童生徒について、ご報告いたします。

今回、令和6年3月に転入学を許可した児童生徒は、夏尾中学校の2名となっております。それぞれ県外から転入され、家族ぐるみでお付き合いのある女子生徒です。通っていた学校から環境を変え、小規模な学校で学習をしたいという希望から、夏尾中学校へ転入されました。現在は、夏尾中学校の新しい環境にも適応し、順調に学校生活を送られています。

最後に、報告第5号 臨時代理した事務の報告及び承認について。令和6年度の小規模特認校制度を利用した転入学及び継続入学についてでございます。19ページをご覧ください。

令和6年度小規模特認校制度を利用して夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小中学校に入学する児童生徒については、別紙のとおりでございます。

今回入学を許可した児童生徒は、夏尾小学校16名、夏尾中学校14名、笛水小学校6名、笛水中学校2名の計38名となっております。いずれも小規模な環境での学習、自然の中での学習を本人、保護者が共に希望したことから、入学を許可いたしました。

以上で、学校教育課の報告の説明を終わります。よろしく願いいたします。

#### ◎児玉教育長

ご説明ありがとうございました。

それでは、報告第2号から第5号までにつきまして、質問はご意見ありましたら、よろしく願いいたします。

#### ○赤松委員

報告第5号の名簿をずっと眺めていたのですが、保護者が小規模校で学ばせたいという気持ちが強いのだなというのを強く感じました。38名中13組の兄弟姉妹がいらっしゃいます。兄弟揃ってそこで学びた

い、あるいはそこで勉強したいという強い保護者の意思が働いているのだなと強く感じました。今後も素晴らしい学校に仕上げただけならありがたいと思います。

気になるのが、地元の子がどのくらいいるのだろうかというのも気になります。どのくらいこれ以外に地元の子がいるのか。また、お分かりになったところでいいですので、教えてください。

●宮崎学校教育課長

今数字を持っておりませんので、また、ご報告させていただきます。

◎児玉教育長

私が持っていますので、私から。

夏尾小学校ですが、ここが元々指定校だったお子さんが7名、夏尾小学校は、御池小学校からも来ますので、その調整区に入っている子が3名、合計10名が元々この学校に通う子どもたちです。夏尾中学校は、19名中3名が地元の子です。笛水小学校ですが、13名中4名が地元の子でございます。そして、笛水中学校は3名おりますけれども、うち1名が地元の子でございます。

○赤松委員

地元の子と外部から入ってきた子、お互いに良い影響を与え合う学校になってほしいと思います。

●宮崎学校教育課長

学校の良さを感じて保護者も兄弟で入れてくださっているだろうと思いますので、こういう良さを今後も広げていきたいと思っております。

○赤松委員

よろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

他にございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

私からなのですが、色々な保護者が集まってくるということで、地元にも元々いらっしゃった保護者と入って来られたところの保護者間で、1回だけちょっとトラブルではないのですが、考え方の違いが鮮明になった時期がありました。そのために1回、教育委員会が説明会を開いたことが過去ございました。そういうこともありますので、保護者、地域、学校、全体を含めた上で納得感のある学校にしていければと思っております。よろしくお願いいたします。

他にはございませんか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第2号から第5号までを承認いたします。よろしくお願いいたします。

●宮崎学校教育課長

ありがとうございました。

9日、10日に入学式がございます。ご臨席どうぞよろしくお願いいたします。

**【報告第6号、報告第7号、報告第8号】**

◎児玉教育長

それでは、報告第6号から第8号まで生涯学習課長からご説明いただきます。よろしく申し上げます。

●徳永生涯学習課長

それでは、報告第6号 臨時代理した事務の報告及び承認について、ご説明いたします。

資料の23ページをお開きください。

こちらは、都城市社会教育関係補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、令和6年3月18日付けで臨時代理しましたので、同条の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。資料26ページをご覧ください。

今回の要綱の改正点は、2点でございます。

1点目が、これまで補助金交付対象団体であった高崎地区女性団体連絡協議会が令和5年4月に解散したため、該当の補助対象事業を削除するものでございます。

2点目が、表の右側2段目の都城市婦人関係補助金でございますが、この補助金の表中の「婦人」という言葉を全て「女性」に変えるものでございます。

変更点については、以上でございます。

続きまして、報告第7号 臨時代理した事務の報告及び承認についてご説明いたします。資料の33ページをお開きください。

これは、都城市教育委員会の権限に属する事務の一部事務委任等規則第3条の規定に基づき、放課後子ども教室コーディネーター、教育活動サポーターの委嘱について、4月1日付けで臨時代理いたしましたので、同条の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

資料の35ページの名簿をご覧ください。

8地区9教室において7名のコーディネーター、20名の教育活動サポーターの委嘱について、臨時代理しております。昨年度から人員の入れ替えがありましたのは、姫城地区の姫キッズ夢クラブと祝吉地区の祝吉地区子どもふれあい教室と夏尾地区の夏尾小放課後子ども教室及び縄瀬地区の縄瀬小放課後子ども教室の4教室でございます。今回、姫城、祝吉、夏尾の3教室において、教育サポーター4名を交代及び追加で新たに委嘱いたしました。また、縄瀬地区においては、コーディネーターを交代いたしまして、新たに委嘱いたしました。また、西岳地区の西岳小、吉之元小、夏尾小の放課後子ども教室においては、No.24から26の3名を教育活動推進員という職名で委嘱していたしましたので、令和6年度からは他の地区と同様、コーディネーターとして委嘱するものでございます。

36ページから38ページには、要綱を掲載しておりますが、こちらは実情に合わせて既に改正を行っており、11月の定例教育委員会でご説明したとおりでございます。

続きまして、報告第8号 指定管理者導入施設における管理運営方針の提出について、ご説明いたします。資料の39ページをご覧ください。

現在、コミュニティセンターの管理運営につきましては、シフトプラス株式会社が指定管理として担っております。現在の指定管理者は、令和元年度にプロポーザル方式の公募により選定されております。現在の指定管理期間は、令和2年4月から令和7年3月までとなっておりますので、今年度中に来年度以降の指定管理者を選定する必要がありますので、資料41ページの都城市コミュニティセンター管理運営方針に則って、指定管理者の公募を実施するものでございます。

管理運営方針の設置目的は、社会教育活動の充実、発展を図ることを重視して、経費の削減のみならず、施設の適切な維持管理等による施設利用者の増加と市民サービスの向上を期待しております。資料中段の

「3 管理運営方針」をご覧ください。

来年度以降のコミュニティセンターの管理運営につきましては、引き続き指定管理者制度を採用するものとしており、選定方法につきましては公募といたします。また、指定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間といたします。

資料下段の「5 今後の進め方」をご覧ください。

指定管理者の公募につきましては、今後、このスケジュールに沿って進めていく予定でございます。申請があった中から、9月に指定管理者の候補者を選び、12月議会に指定管理者候補者として議案上程し、議会での議決を経て、新しい指定管理者を選定する運びとなります。

以上で、全ての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第6号から第8号まで、ご質問やご意見ありましたら、よろしく願いします。

○岡村委員

報告第7号の教育活動サポーター、コーディネーターの委嘱についてのところで、お願いがございます。

学校単位で放課後子ども教室が開催されていると思いますので、ぜひ、各校の校長先生にこの要綱と、どういう目的でということ、そして、何かありましたら協力をお願いしたいというようなことを説明していただけるとありがたいなと思います。コーディネーターの先生からでも構わないと思いますので、よろしく願いいたします。活動は、もう始まっていますか。

◎児玉教育長

まだです。新学期始まってからです。

○岡村委員

また始まりました時に、丁寧に説明していただいて、また、校長先生は自校の職員にもこれを知らせていただけるとありがたいなと思います。

●徳永生涯学習課長

承知いたしました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

よろしく願いいたします。大切なことだと思っています。共通認識でいけるといいですね。

他にはございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第6号から第8号までを承認いたします。よろしく願いいたします。

●徳永生涯学習課長

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

**【報告第1号】**

◎児玉教育長

それでは、最後になりましたが、報告第1号を教育総務課長から説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

●清水教育総務課長

教育総務課でございます。報告第1号 臨時代理した事務の報告及び承認について、教育委員会事務局定期人事異動の概要をご説明いたします。資料の5ページをご覧ください。

教育委員会事務局定期人事異動総括表になります。今回、転入者としましては30名、うち新規採用が4名となっております。転出者としましては28名、うち2名が退職者となっております。また、左側から4列目のとおり、内部昇任者は10名となっております。職員の状況としましては、左下に合計数が掲載してありますが、令和5年度が90名、令和6年度が91名で1名の増となっております。これは、学校給食課の定数の見直しによるものでございます。表の右から2列目の転入・転出の差が2名となっておりますのは、学校教育課の職員1名が令和5年度途中退職した分の正規職員補充でございます。

1枚めくっていただきまして、6ページの横にA3の横の表がございますが、これは人事異動の名簿になっております。左側が転入者、右側が転出者の名簿でございますので、お目通しください。

以上で、教育総務課の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

説明ありがとうございました。

では、報告第1号につきまして、ご質問やご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

それでは、報告第1号を承認いたします。ありがとうございました。

●清水教育総務課長

ありがとうございました。

**13 その他**

◎児玉教育長

では、その他といたしまして、各課からの連絡事項は今日はなしということでよろしいですか。

では、今後の予定につきまして、よろしくお願いいたしますと思います。

●関根教育総務課主任主事

お手元に4月、5月のスケジュールがございますでしょうか。

スケジュールを読み上げて確認させていただきたいと思います。

本日までのスケジュールは割愛させていただきます。

まず、4月9日、火曜日、9時から妻ヶ丘中学校入学式、宮田委員に御対応いただきます。

同じく9時から祝吉中学校入学式、赤松委員に御対応いただきます。

9時から姫城中学校入学式、中原委員に御対応いただきます。

9時半から志和池中学校入学式、岡村委員に御対応いただきます。

続いて、4月10日、水曜日、9時半から南小学校入学式、赤松委員に御対応いただきます。

9時半から祝吉小学校入学式、岡村委員に御対応いただきます。

10時から東小学校入学式、中原委員に御対応いただきます。

10時から乙房小学校入学式、宮田委員に御対応いただきます。

4月16日、火曜日、9時から第1回市校長会が中央公民館の大会議室で開催されます。

続いて、次のページに移ります。5月2日、木曜日、13時30分から5月定例教育委員会を南別館3階委員会室、こちらの委員会室で開催いたします。

次のページに移ります。最後に、5月16日、木曜日、15時50分から教育研究所開所式を南別館4階第1会議室で開催いたします。

4月、5月のスケジュールについては以上となります。

◎児玉教育長

スケジュールについて、ご確認できましたでしょうか。

何か質問や付け足しはありませんか。

○岡村委員

4月16日の第1回市校長会は、9時15分と案内があった気がするのですが。

○赤松委員

私の手帳の記録を見ても9時15分となっています。9時15分から開会行事と記入しています。

○岡村委員

珍しいなと思ひまして。

◎児玉教育長

本当ですか。9時15分からになっています。珍しいことは珍しいですね。

○赤松委員

受付が9時から9時15分までで、開会行事が9時15分から10時30分と記入しています。

◎児玉教育長

この場で分かったほうがいいです。

他には何かなかったですか。大至急よろしくお願いします。

●田口教育総務課副主幹

第1回校長会は、9時15分から間違いありません。

◎児玉教育長

また、訂正をお願いしておいてよろしいですか。

それでは、他に事務局から何かありますか。

○中原委員

すみません、教育研究所開所式は15時50分でいいですね。

◎児玉教育長

今、私も直しましたけれども、自分のスケジュールを。

○中原委員

5月16日、なかなかない時間のスタートだなど。

◎児玉教育長

何か細かく切ってきましたね、学校教育課は。

●黒木教育部長

受付開始の時間とかも入力の時に入れているのかしれません、スタート時間ではなくて。

◎児玉教育長

それはやめてほしいですね。

●黒木教育部長

受付開始時間とかかもしれないですけども。そこは徹底するようにしますので。

◎児玉教育長

これからは、会の始まりの時間を入力するということをお願いします。

○中原委員

こんな時間でしたかね、開所式って。夕方じゃないけど、授業が終わってからということかなとは思いますが。

◎児玉教育長

そうかもしれませんね。

○中原委員

初めてです、こんな時間に始まるのは。

○岡村委員

学校が終わった後に、研究会を集めますよね。

◎児玉教育長

多分、逆算したら50分になるのでしょうか。

○中原委員

市PTA連絡協議会の総会は、予定に入っていませんでしたが。

◎児玉教育長

市Pの総会は、5月だったと思います。入っていないですね。

市Pの総会は、5月25日になっています。土曜日です。土曜日の15時からになっています。

●田口教育総務課副主幹

教育研究所開所式は、15時50分スタートです。

◎児玉教育長

逆算して、きっちりやったのでしょうかね。

○宮田委員

スタートが50分。その10分前に入っていればいいのですね。

## 14 閉 会

◎児玉教育長

他にはございませんか。よろしかったでしょうか。

それでは、令和6年4月定例教育委員会を終了します。

ありがとうございました。

○5月定例教育委員会日程について

日 程 令和6年5月2日（木） 午後1時30分から

会 場 市役所南別館3階 教育委員会室

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

教育長